

令和5年度
県農地等利用最適化の推進施策に関する意見書

令和4年9月5日
農業委員会ネットワーク機構
【一般社団法人 埼玉県農業会議】

はじめに

現在、令和4年3月に策定された2026年度を目標年とする埼玉県5か年計画等に基づき、県とともに関係機関・団体が一体となり、農業振興対策に全力で取り組んでいるところです。

埼玉県5か年計画等にもありますとおり、水田をはじめとした農地の保全、地域の特徴を生かした歴史と伝統のある農業の継承、持続可能で魅力ある農山村づくり、儲かる農業の推進等を着実に進めるとともに、多様な担い手を育成・確保するための環境整備や、農業者の経営革新・発展に必要な各種支援策の充実が必要不可欠となっております。

他方、令和4年5月には、この計画達成に密接に関連する農業経営基盤強化促進法や農地法等の改正がなされました。それに関連し、農村地域において、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する『地域農業経営基盤強化促進計画』の策定が義務付けられ、今後、市町村が、農業委員会やJA、農地中間管理機構と一体となって推進体制を組み、地域の関係者との徹底した話し合いのもと、農地の集約化等を推進することとなっております。

我々農業委員会組織は、「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる架け橋」という組織理念のもと、農業委員・農地利用最適化推進委員を中心として地域の農業振興活動を行い、優良農地の確保、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入者の育成確保などに一定の成果をあげて参りました。

しかし、令和5年度における農地法等の改正法への対応や本県の農業振興を着実に実施するためには、未だ多くの課題があります。

そこで、県内農業委員会や農業経営者の意見・要望を踏まえ「農業委員会等に関する法律」第53条に基づき、令和5年度県農地等利用最適化の推進施策に関する意見書を取りまとめましたので提出いたします。

令和4年9月5日

埼玉県知事

大野元裕様

一般社団法人埼玉県農業会議
会長 田端 講一

I 農業委員会組織の活動強化支援

(1) ドローン等による農地の利用状況調査の推進

農業委員会の業務の効率化と遊休農地対策をより一層強化するため、ドローンによる空撮データ等を活用した利用状況調査が適正に行えるよう運用経費について措置するよう国に要請すること。

(2) 農地利用最適化活動におけるタブレット端末の活用支援

農地利用最適化を展開する上で用いるタブレット端末について、引き続き、導入・運用経費の支援について国に要請すること。

また、利活用に関するサポート体制の充実を図ること。

(3) 共通申請サービスの適正な運用に向けた支援の充実

令和4年度から運用が開始されている農地法の許可等に係る共通申請サービスについて、申請対象者等に対して、利活用に関する周知を行うこと。

また、農業委員会に対して適正な事務が行えるように研修会の開催等、サポート体制の充実を図ること。

(4) 農業委員会の農地利用最適化推進活動の支援

農業委員会では、農業委員・農地利用最適化推進委員が担当地区等の地域目標を設定するとともに、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）についても法定化される。

そこで、地域計画と連動した地区毎の計画の策定、地域計画における目標地図の原案の策定のための活動を加速化させるための支援を強化すること。

(5) 農業委員会事務局体制の強化支援

昨今の法制度改正により農業委員会活動の業務量が急激に増大している。特に、地域農業経営基盤強化促進計画における目標地図の原案作成等、今後さらなる業務量の増加が見込まれている。委員が農地利用の最適化の活動を適格に実施するためには、関係資料の作成・農地情報の整理などを行う事務局の体制を強化することが重要となる。

しかし、近年、農業委員会事務局職員の人数が減少傾向となっているため、事務局職員の増員・専任化や、元農業委員・元市町村職員等の有識者を専門員として委嘱できるよう予算的支援を行うように国に要請すること。

(6) 農業委員会ネットワーク機構の体制強化支援

農業委員会ネットワーク機構では、令和4年度から農業委員会が新たに作成する地区毎の計画とその目標達成に向けた活動の展開や農業委員会サポートシステム、タブレット端末等の新たな展開に対応した支援を実施するなど、業務量が増大しているため、予算的な支援を行うため予算の確保をすること。

併せて国に対して、支援拡充について要望すること。

Ⅱ 農地の有効利用のための支援

(1) 農地法の適切な運用のための支援

農地法第3条第2項第5号の下限面積要件の廃止について、現場の農業委員会からは投機的な農地の取得や小面積の農地取得等による農地利用の集積・集約化への支障などの懸念・不安の声がある。こうした現場の懸念・不安を払拭するため、改正の趣旨と許可事務の適正な運用が図られるよう判断基準の明確化とその周知等を図るよう国に要望すること。

また、耕作目的の農地の権利移動に関する課題等に関して、県において、市町村・農業委員会等から情報を収集し、逐次課題内容や改善点など国に要請すること。

(2) 農用地利用集積等促進計画における農地中間管理機能の明確化

農用地利用集積等促進計画の運用において、これまでに実施してきた農地中間管理権の設定までの貸借を行うことで、迅速に農地の再配分につながる場合もあることから、必ず農地の利用者まで設定されなくても計画が認可できるように実施すること。

(3) 農地の集積・集約化の促進のための保全管理機能の強化

貸出希望農地と耕作者とのマッチングが成立するまでの間、農地を適正に保全管理する必要がある。そのためには、農地中間管理事業の中間管理機能を最大限発揮することが重要であるため、同機構が行う保全管理についての助成措置を拡充するように国に強く要請すること。

(4) 非農地判断の明確化

非農地判断について、対象農地等の判断基準を明確化するとともに、ガイドライン等を策定し、適正な運用を図れるよう研修会等を実施することにより、守るべき農地を明確化すること。

(5) 農地等に関する情報の共有化

農業委員会では農地所有者・利用者の営農意向把握を行い、農地一筆毎の情報を農地台帳で整備している。

しかし、農業委員会では把握できない基盤整備の状況、用排水路の状況、作付状況、農作業受委託契約等の農地関連情報、認定農業者・認定新規就農者や集落営農組織の情報など農業委員会の情報とともに各関係組織が利活用を促進するため、情報を一元的に整備活用できるように支援の充実を図ること。

(6) 機構集積協力金の支援内容の拡充

機構集積協力金については、交付対象農地の1割以上が新たに担い手に集積されることが要件となっている。担い手のほか、中小・家族経営など地域の多様な経営体も地域農業の維持には必要であることから、このような経営体への集積面積についても1割以上の対象の面積に算入できるように国に要請すること。

(7) 新規就農者向け農業団地の整備

担い手がない地域において、新規就農者等を呼び込むために行う農地の集約化（新規就農農業団地（仮称））を推進するとともに基盤整備等の負担軽減措置を講じること。

(8) 農業経営効率化のための基盤整備の推進

土地利用型農業の経営の合理化には農地の集約化が必要不可欠である。そのためには、基盤整備事業の実施が有効であることから、農業者負担がなく実施できるような予算措置を恒常的に措置するように国に要請すること。

特に、スマート農業の推進を図るためにも、区画の拡大・農道・水利施設等の整備を促進すること。

(9) 遊休農地解消活動への支援

遊休農地解消に係る経費の支援策について、継続的に措置するとともに、実施者や区分などの対象範囲、及び補助率の拡充をするよう国に要請すること。

(10) 太陽光発電施設等の設置と適正な農地利用の確保

太陽光発電施設等の設置については、農地の有効利用、特に、集約化への支障が無いように、現に農地利用集積や基盤整備事業の計画がなかった場合においても、人・農地プランや市町村の基本構想等により集積・集約を行うべき地域として位置づけられている場合には、設置できないように国に要請すること。

また、営農型太陽光発電施設の設置についても、下部の農地の影響のみを考慮するものではなく、周辺農地の利用者の意見をしっかり把握し、営農に支障をきたす場合も考慮するように国に要請するとともに、撤去費用に関して必ず積み立てるなど、終了後の農地利用についても担保すること。

(11) 違反転用防止活動の強化支援

違反転用地は農地の有効利用に支障をきたすため、違反転用の防止が必要である。関係機関が協力して監視体制をとれるよう、連携強化に資する通知を発出するよう、国に要請すること。

違反転用等を防止するための関係団体が連携した監視体制を構築するための予算措置を国に要請すること

(12) 盛土規制法を利用した農地への影響緩和

今後の農地の有効利用を行うためには、農地を適正に利用すること、適正な土壌であることが必要となる。他方、盛土対策法が成立し、今後、地方公共団体で地域設定の検討がされることとなる。地域設定をする際に、住宅等がない一団農地となっている場合であっても、そこでの作業者の安全性や営農への支障の有無などを踏まえ、許可が必要な地域の判断ができるように周知を図ること。

(13) 農地改良後の営農確保のための審査の厳格化

農地を農地として利用するための農地改良について、埼玉県においては、許可申請が必要とされているが、許可において、工事の実施方法が適正であるか、農地に搬入する土について農業に適した土壌であるかなどを審査基準に位置づけ、併せて、農地改良後に営農を行うかなどを農地法第4条第6項第4号（同法第5条第2項第4号）の判断基準として位置づけ、運用を行うようにすること。

Ⅲ 農業を担う経営体の確保と支援

(1) 経営改善支援の徹底

認定農業者制度の運用にあたり、新たに設置される農業経営・就農支援センターにおいて、その改善状況を把握し、改善状況に課題がある場合は、専門家による経営分析などを実施し、経営改善の目標や改善内容などの計画内容を見直し、経営体に真に必要な計画となるような支援を実施すること。

(2) 担い手支援の資する農業支援サービス事業体の情報発信

担い手と農業支援サービス業との連携ができるように農業支援サービス事業体の紹介を行うこと。

(3) 新規就農者に対する空き施設・機械情報の発信

県内 26 箇所の「明日の農業担い手育成塾」において関係機関が連携して空き農業機械や農業用施設等の情報を就農希望者へ提供し、実績をあげていることから、各塾において、このような取組が円滑に実施できるような措置を行うとともに、県内全域で実施できるように担い手育成塾の更なる設置を推進すること。

(4) 有機農業の団地化の推進

みどりの食料システム戦略法が令和 4 年 7 月 7 日に施行され、その中で、有機農業の団地化などが推進されている。その達成のために、農地中間管理事業を活用するように推進の強化を行うこと。

(5) 県の支援策・研究成果等の担い手への情報発信の強化

県における研究成果やその成果の活用方法などをフル活用するために農業者が手軽に目的別に確認できるようWEB上でわかりやすく公開すること。

また、農業者が活用できる支援策について、どのようにすれば活用できるかなどの情報を広く発信し、各種支援策の理解を促進すること

(6) 都市農業における担い手情報の共有化の推進

都市農業の重要な基盤となる生産緑地については、都市農地貸借円滑化法により営農を行う者を確保していく必要がある。

そこで、生産緑地について借受可能な経営者の情報を集め、情報共有を図ること。

(7) 米価下落に対する稲作経営者支援

近年の米価の下落により、稲作経営者の経営はひっ迫している。農業者が意欲をもって生産に取り組むためにも価格の安定が図られるような支援策を設けるよう国に要請すること。

(8) 県内における販路拡大のための支援強化

県内の農産物が県内で消費できるように新たな販路開拓のための流通業者や実需者と農業経営者が簡単にコンタクトをとれる仕組みを構築すること。

IV 地域農業の活性化のための支援

(1) 地域農業を支える多様な人材の確保

農村地域において、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や荒廃農地の拡大がさらに加速し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される。

そこで、市町村や農業団体等と協力し、農業の多様な担い手の育成に努めるとともに、人・農地プラン（地域計画）において、多様な経営体を担い手として積極的に位置づけることを市町村に働きかけること。

(2) 営農の繁忙期間に合わせた人材の確保

作目による繁忙期間等に合わせた人材の利用について、人材派遣業の活用と人材の確保を行うよう国に要請するとともに、地域における協力体制の構築のための普及活動を行うこと。

(3) 収入保険制度の内容の拡充

収入保険制度について、補填率を引き上げるように、国に要請すること。

また、収入保険制度の基本収入の算定において、コロナにより影響を受けた決算年を算定から控除する特例を設けるように国に要請すること。

(4) 多面的機能支払交付金制度の普及と申請等の事務改善

多面的機能支払交付金の事業実施地区の拡大のため、農業者と併せて地域住民に対する制度周知と多面的機能の理解促進を行うとともに、事務の簡素化について国に要望すること。

(5) 食農教育の推進

「食」の大切さを伝える食育の一環として農業体験や食農教育を支援し、児童生徒に農業の理解促進を図ること。

(6) 鳥獣被害対策の強化

地域が主体となった多様な鳥獣害対策の取り組みへの支援や複数の自治体や地域が連携した広域的な取り組みへの支援を長期的に行うこと。

現場指導を行う専門家の派遣、新技術の開発・活用等の支援策を講じるよう、国に要望すること。

(7) 農業関係人口の増加支援

農業関係人口の増加を進めることは農業の理解促進や農業の活性化につながる。

そこで、週末農業や企業の研修等の受入れなどを積極的に行なうための仕組みづくりを行うこと。

(8) 世界情勢等を要因とする経営への影響軽減のための支援

農業経営については、いまだに新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、また、昨今の世界情勢や想定外の災害による影響も大きくなっている。

そこで、自然環境や社会情勢等により、突発的に収入が減少している農業者への継続的な経営支援を実施し、利用できる制度の周知を徹底するとともに、販路対策等のサポート・支援等、情勢に応じて柔軟な対応を講じること。

特に、肥料や燃料などの価格高騰については、農業経営への影響を緩和するための支援を継続的に実施するよう、国に要請すること。